

#### 協会インタビュー

一般社団法人 全国海洋散骨船協会 理事長

消費者の価値観が大きく変わるなか、埋葬手法も多様化の時代を迎えた。その 代表格といえるのが、納骨堂や樹木葬、そして本誌21年3月号で特集した海洋 散骨である。

本インタビューでは、2016年6月に海洋散骨事業に携わる旅客船事業者を中心 に設立された一般社団法人全国海洋散骨船協会の理事長である志賀司氏に、協 会の概要と去る4月1日、厚生労働省から公表された「散骨に関するガイドライン (散骨事業者向け)」についてお話を伺った。

# 法制化された、その先を見越し 船舶運航事業者を中心に協会設立

――協会の設立経緯等についてお聞かせくださ (1)

志賀 当協会設立の経緯の前に、まずは海洋散 骨を巡る現状を理解しておく必要があります。 ご存じのとおり、海洋散骨は法務省見解「葬送 を目的とし節度を持って行う限り、死体遺棄に は当たらない」と、厚生労働省見解「墓地、埋 葬等に関する法律においてこれを禁止する規定 はない。この問題については、国民の意識、宗 教的感情の動向等を注意深く見守っていく必要 がある | という2つ見解を参入事業者がどのよ うに解釈するかによって事業方針が異なってま いります。

それゆえ、事業者の一部には、営利目的のた めだけに参入するケースもあり、本来守るべき、 洋上運航のルールや乗船されるお客様(ご葬家 等)の安全管理義務を軽視する散骨が行なわれ

――そうした実情を踏まえ、志賀代表が協会立 ち上げの音頭取りを行なったということでしょ うか。

**志賀** 私の会社(セレモニー)では、当社が所

有する旅客船(営業船)で海洋散骨を行なって います。この船は、旅客船としての登録と不定 期航路事業の許可も得ており、また当社は旅客 船組合にも加盟しています。実は、その組合の 加盟事業者から"散骨事業に興味があるものの、 その実態があまりにも酷すぎる"といった声が 挙がったことから、なんとかしたいという思い がありました。そこで、旅客船事業者として、 洋上のルールを適切に守り、かつ、故人様の尊 厳を守る葬祭事業者として、合法的な海洋散骨 のあり方を求めていきましょうという思いで、 2016年6月に設立したのが当協会なのです。

――船舶事業者、葬祭事業者の両面から海洋散 骨の適切化を求めていきたいという思いが協会 設立の趣旨であったと……。

**志賀** 現在、海洋散骨には多くの事業者が参入 していますが、仮に海上で不慮の事故が起こっ てしまったとき、海洋散骨事業者全体が風評被 害にあってしまう恐れがあります。海洋散骨に は、ご葬家とともに洋上に出て行なう散骨とご 葬家の代わりに事業者が散骨を行なう委託散骨 なるものがありますが、ご葬家を乗船させると いう行為は、陸上でいうタクシー利用と同じで す。旅客を同乗させて目的地まで送り届けるこ とは、旅客の安全を担保する責務があります。

# 秩序ある海洋散骨を実現すべく 海洋散骨ディレクターの育成に 注力したい。



海洋散骨事業者も、当然、同じ責務を負うこと になりますが、海洋散骨を行なっている事業者 のなかには、旅客事業の資格をもたずにお客様 を乗船させている事業者も多く存在するのが実 情です。

### ――つまり、「白タク」営業と同じ事業者が多 いと。

**志賀** おっしゃるとおりです。海洋散骨は、当 然ながら旅客 (ご葬家) の生命を第一に考えた 行動指針に基づき実施されるべきものです。し たがって、知り合いの漁船オーナーやクルーザ ーオーナーにお願いして、散骨に出航してもら うという安易な方法は、そもそも法的に違反し ていることになります。一方、当協会加盟事業 者は、旅客船運航事業者としての許可を得てい ますから、ご葬家を乗船させることにはまった く問題がありません。もちろん、洋上で万が一 のことが起きてもしかるべき機関と連携して乗 船者全員の安全を守る体制がとれます。

そもそも洋上で遭難したとなれば、その危険 性は陸上に比べはるかに高い。明確なルールが ないから何をやってもいいということではな く、ルールがないからこそ、自主的に安心・安 全を担保した形で取り組むべき事業だというこ とが理解されていないのが、これまでの海洋散 骨の実態といえるでしょう。

# ――現在、貴協会には何社が加盟されているの ですか。

**志賀** 設立当初は6社でしたが現在は10社にな りました。当初、葬祭事業者の加盟は当社(セ レモニー)だけだったのですが、現在は、アル ファクラブ(株)、(株)サン・ライフ、そして賛助会 員ではありますが東都典範㈱の4社が加盟して います。

# ──洋上ルールのプロと葬儀のプロが融合した 組織体であることが理解できます。

**志賀** そのように解釈いただけると幸いです。

現在、海洋散骨事業を手がける事業者のなかに は、洋上のルールも、ましてや故人様の尊厳を 守る葬儀社としての知識を有さない事業者もあ ると聞いております。そうした事業者は、結局、 船舶を運航する事業者に任せきりで実際に洋上 でのセレモニーについて理解している人は皆無 に等しいでしょう。一方、当協会加盟の事業者 の場合、海洋散骨を行なう運航スタッフはもと からの乗組員ですから、洋上でのセレモニーは お手のものです。

――船乗りとしてのしきたりと葬送を理解する 事業者がともに情報を共有しているからこそ、 明確なルール不在の海洋散骨をどうにかしたい という思いが伝わってきます。

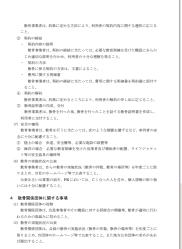
**志賀** 当社の海洋散骨では、散骨した後、洋上 に花等を撒いたあとに「八点鐘」を鳴らしま す。船乗りの世界では船鐘を打つ回数は時間を 知らせるために、一点鐘から八点鐘までの計8 種類の鳴らし方があるのですが、八点鐘とは通 常「当直交代の合図」を意味します。つまり、 終わりという意味もあることから、最期のお別 れの際に八点鐘が鳴らされるわけです。

遠洋航海のとき、いまほどの冷凍・冷蔵技術 が進歩していなかった時代には、船内に遺体を 保全することはできませんでした。そのため、 船員法に基づき"水葬"が行なわれていたわけ ですが、海洋散骨はその名残なのかもしれませ ん。もちろん、現在、水葬は刑法190条の死体 遺棄罪に該当するとされますが、こうした船乗 りのしきたりと葬祭事業者としてのご遺族のケ アという視点が折り重なって実施されるべきも のが海洋散骨なのです。

### ――ところが、実態は現行の法制度からみても 明らかに違法行為の事業者が多い。

志賀 先ほども申し上げたとおり、旅客船事業 の認可を受けていない限り、旅客(ご葬家)を 乗船させることは違法なのです。では、漁船や







厚労省から公表された「散骨に関 するガイドライン」(詳細はこちら のQRコードで確認できます)

遊漁船、プレジャーボートといった船舶ではど うかという議論になりますが、そもそも利用目 的が異なるためこれも違法行為となります。つ まり、適用される法律が違うのです。

参考までに、使用する船舶が遊漁船であった 場合、海洋散骨時に何か事故が起こったケース では保険は適用外となります。言い換えれば、 大きなリスクを抱えたままの運用だということ

一なるほど。海洋散骨の実態が浮き彫りにな ってきたようですが、貴協会加盟会社による海 洋散骨の状況はいかがでしょうか。

**志賀** 協会発足が16年と後発だったこと、さら に加盟会社のなかでも海洋散骨事業に参入する 時期がまちまちだったこともあり、データとし て公表できるのは直近2年間ほどのものになり ますが、年間1,000柱ほどの海洋散骨を行なっ ています。

昨年はコロナ禍で春先から秋口にかけて外出 自粛ムードの高まりなどもあり、年間800柱く らいでした。ただ、10月から年末にかけて、散 骨希望者の声も高まり、当社でも年末ぎりぎり まで船舶を出航させていました。とはいえ、感 染予防には万全な対策を施しながらの運行でし たので各社ともたいへんだったと思います。

#### 厚労省発

散骨に関するガイドライン(散骨事業者向け)

――去る4月1日、厚労省から「散骨に関する ガイドライン」が公表されました。この点に関 して、貴協会ではどのように受け止めておられ ますか。

**志賀** 当協会としては大きな前進だと理解して

います。というのも、協会設立当初から「墓地、 埋葬等に関する法律(以下、墓埋法)」の改正 を進言し続けてきましたし、かといって、法律 の改正には相当な時間を要することも理解して おりますので、今回のガイドラインは海洋散骨 事業に携わるものにとっては、一定基準の方向 性が示されたと理解しております。

──協会設立後から墓埋法の改正は希望されて いたことだったのですか。

志賀 はい。実は協会設立直後から陳情に伺っ ていました。当協会として、最終的に目指すゴ ールは、海洋散骨の免許制ですし、私ども協会 加盟会社は、設立時より、船舶・旅客関連等に 関する現行の法律に則った範囲のなかで実行し てきた自負がありましたので……。

――ちなみに、今回のガイドライン策定に関し て貴協会はメンバーの一員だったのでしょうか。 **志賀** いいえ。今回のガイドラインはあくまで も厚労省としての見解が示されたものであり、 当協会から委員会メンバーとして参画しており ません。ただ、厚労省から現状ヒアリングとい う形で協力要請がありましたので、当協会認定 制度である「海洋散骨ディレクター」のテキス トを参考資料としてお渡ししました。

今回のガイドライン策定のなかで、最も重視 すべきは「墓埋法に違反する行為は違法であ り、処罰の対象にもなる。では、墓埋法に明記 されていない行為であればまったくの無制限な のか。これが散骨をめぐる議論のすべてである」 という指摘です。

このことが明記された資料が明確に残ること で、将来的に墓埋法自体に散骨について何らか の記載が行なわれる可能性が出てきたというこ



(一計)全国海洋散骨船協会 が認定する「海洋散骨ディレク ー」テキスト

とになります。

――そうした意味において、今回のガイドライ ンは無法状態だった海洋散骨にある程度、クサ ビが入った形になるという理解でいいのでしょ うか。

**志賀** ある意味、そうした捉え方でよろしいか と思います。いずれにしても、4月1日以降は このガイドラインに基づいて散骨事業者が自主 判断によって、この内容に則った行動指針がと れるのか、とれないのかが問われるということ です。

#### 一なかでも論点となりそうなのは。

**志賀** 当協会加盟会社については今回のガイド ラインに対して大きく構える必要はありません が、他の事業者のなかで、最も懸念すべきが船 舶の目的外使用。つまり、「白タク」営業であ る事実をどう捉えるかということが最大の焦点 になると思います。

――散骨を行なう場所についてはどうでしょうか。 **志賀** 墓埋法にもあるように、宗教的感情は大 切ですから、害さないことと衛生その他公共の 福祉に利することはとても重要です。たとえば、 当協会では、汽笛を鳴らすとき、どのくらいの 距離であれば汽笛が聞こえてしまうかといった 地道な実験を繰り返してやってきています。そ のほか、どれくらいの距離を保てば、散骨をし ている状況がみえないかといったことなど、さ まざまな試験を繰り返すなかで、海洋散骨のル ールづくりを行なってきました。もともと船の プロである当協会加盟社は、洋上養殖場近くで の散骨禁止などについては当たり前のこととし て理解していますし、散骨に関して問題視され ている六価クロムの問題に関しても、当協会で は実験を繰り返しながら基準値を明確にしてい ます。

――そのほか、散骨関係団体についても明記さ れています。

**志賀** 海洋散骨に関わる団体として、明記され た点については全面的に協力させていただく所 存です。

特に旅客を乗船させて海上運航に携わるわけ ですから、乗客の安全管理については細心の注 意が必要です。繰り返しになりますが、「白タク」 事業者は決して認められるべきものではありま せん。

そもそも、海洋散骨は新しくはじまった葬送 といえます。したがって、現状、決まったセレ モニースタイルはありませんが、一方で需要は 高まりつつあるのも事実です。こうしたニーズ にお応えし、海洋散骨の監督、指揮、進行管理 をするのが、当協会が認定する「海洋散骨ディ レクター」であり、その育成にも注力すること で "適切な海洋散骨" が行なわれるようお手伝 いをしたいと思います。

――ちなみに、現在、海洋散骨ディレクターは 何人おられるのでしょうか。

**志賀** 現在、約40人のディレクターが認定され ています。まだ、スタートしたばかりですし、 昨年はコロナ禍で試験そのものの延期・中止が 続きました。

今年も数回、試験開催を予定していますので 興味のある方はぜひ、当協会HPをご覧いただ き日程などを確認いただければ幸いです。

一本日はありがとうございました。

#### ■一般社団法人 全国海洋散骨船協会の概要

[所 在 地] 東京都渋谷区東3-25-10 T&Tビル

[代 表] 志賀 司

[加盟数]10社(2021年5月現在)

